

令和5年第4回定例会

令和5年第4回定例町議会は12月15日に招集され、会期1日間で開かれました。

今定例会は、行政報告、4議員からの一般質問につづき、専決処分の承認、人権擁護委員候補者の推薦、 条例の制定・条例の改正7件、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更、補正予算6件、意見案などについて審議されました。

なお、今号では第5回臨時会(10月23日開催)、第6回臨時会(11月27日開催)についてもお知らせ します。

(議案審議結果は11・12ページをご覧ください。)



町政を問う!

第4回定例会では、西川、深谷、片原、加藤の4議員が一般質問を行いました。(要旨にて掲載)

一般質問と答弁(再質問を除く)の全文を当麻町ホームページ 「当麻町議会」の中に掲載していますのでご覧ください。



この QR コードからアクセスすると カラーで見ることができます。

当麻町ホームページ/当麻町議会 http://town.tohma.hokkaido.jp/gikai/

Q デマンド交通を検討 コミュニティバス等の 導入について

泰弘 議員

地域交通の

ているところです。

西川

増加が見込まれます。今後、 速すると共に一人暮らし世帯の 達することで、更に高齢化が加 は団塊の世代が後期高齢者に到 る現代において、 問 高齢化社会と言われてい 2025年に

西川議員

齢者の生活環境、

意識や価値観

だけでなく子育て世代などにお 個々が様々な問題を抱えている が悪く歩くのも辛いなど、 に車が無く不便を感じる、 支援を受けるに至ってないもの が一層多様化することを踏まえ いても交通弱者である方もいま 現状であります。更に、高齢者 た対策の構築が求められます。 現在はまだ、福祉支援や介護 買物や病院等へ出掛けるの 町民

の状況を見ますと、既に自治体 施策が必要であります。 すと、今後を含め現状に充分に コミュニティバス等の導入など 対応されていると感じられず、 高齢者等が町内を移動する為の 町内における交通事情を見ま 他町村

組みを考えられるかお伺いしま 利便性向上に向け、どの様な取 る事例もあります。 本町として今後、

遠藤副町長

す。 より移動の確保を行っておりま の移動支援など、複数の施策に サービスといった福祉・介護系 等への送迎、高齢者買い物支援 サービスによる病院や金融機関 の路線バスの運行や、 するスクールバスによる混乗型 による民間交通の他、 は、 JR・道北バス・タクシー 町内の公共交通について 外出支援 町で委託

す。 の支援要件に該当しない方や、 に不便を感じているのが現状で 通空白地域に住む方など、移動 近くにバス停がないといった交 しかしながら、福祉・介護系

生活基盤で特に必要な施策に 30%の方が不満を感じており、 ケートでも「交通の便利さ」に 昨年行った、まちづくりアン

当者による全体的な検討を行っ 番多く挙げられていたことを踏 まえ、今年度よりそれぞれの担 「公共交通の維持」が47%と一

バスやデマンドバスを導入して

DX を活用したコミュニティ

町民の足の確保に取組まれてい

町内の主な施設やお店、 仕組みを考えています。 りますが、低料金で利用できる で移動できるもので、乗合にな て、自宅や目的地に近い場所ま ことで、路線を走るバスと比べ 辺などに細かくバス停を設ける の導入に向けて検討しています。 「デマンド交通」を令和7年度 現在、 予約に応じて運行する 自宅周

る交通を検討しますので、ご理 の利便性を図り、当麻町に適す 解願います。 通施策も一体的に見直し、住民 また、委託している複数の交

西川議員

農村地帯、 郡部において

も今後、交通の利便性改善に向 けて考えられているか。 遠藤副町長

して、考えています。 居宅の前を予約地点と けることではなく、 特にバス停を設 デマンド交通を考えてい



デマンド交通の導入ま 高齢者買い物支援制度

俊文 議員

現状通り運 拡充は で は

世帯となっています。 みで構成される世帯で、 自動車等の移動手段を持たない 利用対象者は75歳以上の方の 自家用

多いようです。 ら買い物に行きたいという方が 場合、金融機関に立ち寄ってか い物をすることが多い高齢者の 町内の金融機関は、 便利な施策ですが、現金で買 旭川信金

うことができないか、 とができる様、 となっていますが、希望すれば 迎対象が自宅と商店、 えを伺います。 これらの金融機関に立ち寄るこ Aバンクがあります。 北洋銀行、ゆうちょ銀行が隣接 し、その少し離れたところにJ 現行の買い物支援制度は、 制度の拡充を行 町長の考 店舗まで 送

問

深谷議員

車により送迎するとともに、 ら市街地の商店までを無料送迎

在宅福祉サービスとして自宅か 現在本町では、

高齢者の

否確認を実施しています。

0

しながら、安否確認も併せて実 店舗間を無料送迎車により運行 ては、 買い物支援サービスを実施 自宅から市街地の商店、 高齢者買い物支援につい

遠藤副町

用者間サービスに差が生じ、 る高齢者では、各金融機関の利 土曜日に買い物支援を利用され 物支援を利用される高齢者と、 の事でありますが、 事ができる様、 い物の前に金融機関に立ち寄る 機会が多い高齢者のために、 施しているところです。 その際、現金で買い物をする 制度拡充を、と 平日に買い 買



もあります。 更することは、 度決定した曜日を別の曜日に変 る曜日を分けていますので、 ます。また、 公平感を感じることも考えられ 地域ごとに利用す 混乱を招く恐れ

と考えています。 までは現行の買い物支援サービ を検討していることから、 町全体の交通施策を一体的に見 なく運行しています。 始から10年間、 な高齢者を対象としており、 及び日用雑貨品等の購入が困難 までも日常生活に必要な食料品 スを引続き現状通り運用したい なお、このサービスは、 「デマンド交通」の導入 特段の苦情等も 加えて、

4

父炎予防活動、

救急活動や救助 消火活動や

消防吏員は、 片原議員

たっています。

本町には、

貝がおり、

消防団員は令和5年 現在18人の消防吏 公共の財産を守る職務に日夜あ 活動など住民の大切な命と個人

Q A 現状を分析し

消防吏員の増員について

片原

っています。

救急346件の対応を行

15人でしたので、 3月31日時点では消防団員が1 9月1日現在で97 18人減少し 平成25年

前年比2万人以上が減少、 減少が続き、特に令和4年には、 4月1日時点、78万3, 全国の消防団員数は、 れます。 今後も減少傾向が続くと予想さ て80万人を下回る状況にあり、 人で平成30年以降1万人以上の 令和4年版消防白書によると 令和4年 578 初め

考えを伺います。 はどうかと思いますが、 な技術の習得、 速・的確な初動対応、 救急活動、 ことから、 また日々進化する消火活動や 必要になると予想される 救助活動は、 消防吏員を増やして より専門的な業 より高度 より迅 町長の

康夫 議員 度が、 ており、 18名の職員で消防業務を遂行し 令和5年度はこれまでに、

火災5件、救急334件

出動件数は、

令和4年

か、 門的な業務の必要性のため、 整えています。 現在の人員で対応できる体制を 動による広域連携を行うなど、 日々訓練と研鑽を重ねているほ 防吏員は、様々な想定のもと、 ます重要となっている中で、 化など、消防の担う役割はます 加や災害・事故への役割の多様 うことでしたが、 防吏員を増やしてはどうかとい より高度な技術の習得、 より迅速・的確な初動対応 近隣3町での災害時特命出 救急需要の増 より専

必要があると考えます。 分析したうえで、検討して 齢構成など、現状をしっかりと ためには、職員の労務管理や年 くことも考えられますが、 ためには、職員の増員をしてい また、 財政状況に影響するこ その

本町の消防職員は、 遠藤副町

現

討を行い、 います。 とでもあることから、 適切に対応したいと考えて 消防力の強化につい 慎重に検

町政はあなたのために…

更なる消防・救急体制強化

- ●町議会の定例会は、年4回(3月 6月・9月・12月) 開かれます。
- ●町議会の臨時会は、必要に応じて 随時開かれます。

次の定例会は3月です。 お気軽にお越しください。

ヤングケアラーの実態調 要対協により 取り組みを強化

加藤

功 議員

17人に1人、高校生24人に1人 でしょうか。 と公表されており、当麻町にお はむずかしいのが実態ではない いても皆無ではないと思います。 この問題で現状を把握するの ヤングケアラーの国の調査で 小学生15人に1人、 中学生

ると思いますが、町として、 況に目をむけ寄り添う必要があ を伺います。 していかれるのか、 周囲の大人が子どもの生活状 実態把握にどのように対応 町長の考え

遠藤副町長

能性があると言われており、憂 友人関係などに影響を及ぼす可 負担の重さから、 子どもでは抱えきれない責任や ヤングケアラーの問題は 当人の学業や

常的に担う18歳未満の子どもの 幼いきょうだいの世話などを日 な病気や障害のある親の介護

ヤングケアラーは慢性的

加藤議員

ことを言います。

される中、 町要保護児童対策地域協議会 気付きと対応に万全を期すべく、 アラーに限らず、児童虐待等、 側面があると考えております。 あり、適格な現状把握は難しい と指摘する、関係機関の報告も ないと考える子どもたちも多い アラーであることを知られたく ーと定義される子どもたち当人 にその意識が薄い、または、 につきましては、ヤングケアラ つらさや困難を抱えた子どもの (要対協)により守秘義務が課 町としては、現在、 対策を協議する取り組みを 随時情報を共有しつ ヤングケ





慮すべきことと捉えています。

町によるこの問題の実態把握

補正予算(第9号) 令和5年度当麻町 現行の予算に歳入歳出それぞ 般会計

78 億 9, した。 れ 7, 575万5千円を追加し、 871万1千円としま

ため、 しました。 付する住民税非課税世帯臨時給 税非課税世帯を引続き支援する 付金給付事業の経費を増額補言 価高騰の影響を受ける住民 一世帯あたり七万円を給

について 人権擁護委員候補者の推: 薦

とに適任として答申しました。 3丁目)を引き続き推薦するこ となる安藤よしひこ氏(3条西 令和6年3月31日で任期満了



に関する条例の制定について 業法適用に伴う関係条例の整備 当麻町下水道事業の地方公営企 から施行します。

なお、この条例は、

公布の

É

総務省からの移行要請を踏まえ、安定した事業運営を行うため、下水道事業に係る会計方式め、下水道事業に係る会計方式め、下水道事業に係る会計方式と営企業会計に移行するため、関連する条例について一括してといい。

から適用します。から施行し、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日

改正する条例についての基準に関する条例の一部をび特定地域型保育事業の運営当麻町特定教育・保育施設及

この条例は、保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準定地域型保育事業の運営の基準府の整理が必要なことから改正で

一部を改正する条例について当麻町国民健康保険税条例の

の一部を改正する法律が、令和を構築するための健康保険法等全世代対応型の社会保障制度

5年5月に公布され、地方税法5年5月に公布され、地方税法6年1月1日から施行されることに伴い、産前産後期間に係るとに伴い、産前産後期間に係るおたに規定を設ける改正を行う

1月1日から施行します。 なお、この条例は、令和6年

公営住宅、定住促進住宅の共部を改正する条例について当麻町定住促進住宅条例の一改正する条例について

行いました。

から適用するものです。から施行し、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日

改正する条例について当麻町営住宅条例の一部を

改正を行いました。
の除却が完了したため、所要の
町営住宅グリーンヒル団地1号

から適用します。 から施行し、令和5年6月20日 なお、この条例は、公布の日

する条例についてに関する条例の一部を改正当麻町空家等の適切な管理

今回の改正は、空家等対策の今回の改正は、空家等になるおそれされ、特定空家等になるおそれたをある管理不全空家等に対する指規定が新設されたため、条例で規定が新設されたため、条例でも管理不全空家等に対する指導・勧告について新たに規定するほか、同法の改正により条項の整理等所要の改正をするものです。

れか遅い日から施行します。一部を改正する法律の施行の日一部を改正する法律の施行の日策の推進に関する特別措置法の策の推進に関する特別措置法の



協約の変更

連携協約の変更について連携中枢都市圏形成に係る

施設名称を改めるものです。施約内容の変更は、「地域医協約内容の変更は、「地域医療の連携」の追加と、「不登校児制を確保・維持する「初期救急医制を確保・維持する「初期救急医療の連携」の追加と、「不登校児療の連携」の追加と、「不登校児療の連携」の追加と、「本登校児療の連携」の追加と、「地域医協約内容の変更は、「地域医



補正予算

補正予算(第10号)令和5年度当麻町一般会計

ました。 現行の予算に1,585万4 現行の予算に1,585万4

◎補正の主な内容

燃料高騰の影響を受けている 道北バス支援のための当麻町地 に伴う戸籍総合システム及び住 に伴う戸籍総合システム及び住 民基本台帳システムの改修費、 民基本台帳システムの改修費、 民基本台帳の高騰に伴う冬の生活 で援費、畑地化に取組む面積に 係る費用支援のための当麻町地 係る費用支援のための当麻町地

額補正しました。 ポーツ公園災害復旧費などを増

質

疑

善光議員

決めているのか。 問 定期的に話合いをした上で 道北バスの支援について

支援の在り方等について協議し、 定期的に情報交換をしながら、 まちづくり推進課長 広域の幹線系統ですので、

進めています。

補正予算(第2号) 保険特別会計(事業勘定) 令和5年度当麻町国民健康

930万9千円としました。 現行の予算に77万4千円を追 歳入歳出それぞれ8億7.

◎補正の主な内容

利用周知用リーフレットの作成 改修委託料を増額補正しました。 税免除措置に係る国保システム マイナンバーカードの保険証 産前産後期の国民健康保険

険特別会計(医科診療施設勘 令和 5 年度当麻町国民健康保 補正予算 (第4号)

> 億 3, を追加し、歳入歳出それぞれ1 現行の予算に177万8千円 917万1千円としまし

◎補正の主な内容

正しました。 トの追加購入費用などを増額補 の増と発熱外来件数の増等に伴 子宮頸がんワクチン接種件数 ワクチンとPCR検査キッ

令和 5 年度当麻町後期高齢者医 療特別会計補正予算(第1号)

051万4千円としました。 加し、歳入歳出それぞれ1億3, 現行の予算に1万4千円を追

◎補正の主な内容

利用周知用リーフレット作成の 印刷製本費として増額補正しま マイナンバーカードの保険証

別会計補正予算 **令和5年度当麻町介護保険特** (第4号)

億9. を追加し、歳入歳出それぞれ11 現行の予算に108万1千円 955万9千円としまし

◎補正の主な内容

第9期介護保険事業計画に対

(体育館部分を除く)で現状有

託料、給付件数の増により居宅 応する介護保険システム改修委 介護住宅改修給付金などを増額

業特別会計補正予算(第2号) 令和5年度当麻町公共下水道事

事前準備による下水道事業事務

事務用品等の

債利子などを増額補正しました。

借入利率の変更に伴う町

現行の予算に16万2千円を追

補正しました。 363万5千円としました。 に移行するため、 ◎補正の主な内容 加し、歳入歳出それぞれ1億 令和6年度より公営企業会計

令和5年10月23日開催

財産の貸付、工事請負契約2件、補正予算について審 議しました。

(議案審議結果は11ページをご覧ください)

(E)

ので、貸付財産は、 ことから、上川郡当麻町北星1 て借用したいとの申請があった 販売を行うための拠点施設とし 原料とした健康食品等の製造・ 財産の貸付について 旧北星小学校を、鹿の角を主 株式会社カノコ(代表取締 範本文哲)に貸し付けるも 土地・建物

> 主が負担することを条件に無償 で貸し付けるものです。 施設の修繕費用の一 一切を借



工事請負契約の締結について

です。 676メートルを施工するもの 廠舎川の河川改修工事、

式会社(代表取締役 郎)が、1億945万円で落 入札の結果、平井建設工業株 平井

及び町条例の規定により、 札し仮契約を締結、 本契約を締結します。 地方自治法

項の変更について 工事請負契約締結の議決事

処分における分別処理作業の追 契約金額を変更するものです。 例会で議決した、 7千円」に変更するものです。 786万円」を「6, 加に伴う経費の増など、 よる側溝トラフの新設、 容に一部変更が生じたことから 施設舗装工事について、工事内 変更内容は、 令和 5 年第 2 回当麻町議会定 既設側溝劣化に 地域防災拠点 5 9 6 万 5 掘削土



補正予算(第7号) 令和 5 年度当麻町一般会計

億 1, を追加し、 現行の予算に3,291万円 221万6千円としまし 歳入歳出それぞれ78

◎補正の主な内容

で、大雨による大型トラフ倒壊 カラープリンタの故障による 百間掘川河川改修事業

> 事業で、大雨の影響により倒壊 に係る改修費、 た護岸の改修及び河道内の土 清水川河川改修

砂除去費などを増額補正しまし

令和5年11月27日開催

条例改正4件、 補正予算5件について審議しました。

議案審議結果は12ページをご覧ください!



列

給与及び費用弁償に関する 当麻町会計年度任用職員の 当麻町職員の給与に関する について 条例の一部を改正する条例 条例の一部を改正する条例 について

年層の俸給月額を引き上げまし 4・50カ月とし、初任給及び若 年間支給月数を4・40カ月から 消を図るため、期末勤勉手当の と民間給与の支給割合の格差解 人事院勧告に基づき、 公務員

これに伴い、 職員の支給割合

> ついても併せて改正しました。 を準用する会計年度任用職員に

の一部を改正する条例につ 及び費用弁償に関する条例 当麻町議会議員の議員報酬 に関する条例等の一 当麻町特別職の職員の給与 正する条例について 部を改

100分の450としました。 合を職員と同じく改正するもの び町議会議員の期末手当支給割 たことに伴い、特別職の職員及 勤勉手当の支給月数が改正され 人事院勧告により職員の期末 年間100分の440から

補正予算 令和5年度当麻町一般会計 (第8号)

億 2, を追加し、 現行の予算に1, 295万6千円としまし 歳入歳出それぞれ78 074万円

◎補正の主な内容

年層の俸給月額引き上げに伴い、 支給月数の改定、 額しました。 般職給料と期末勤勉手当を増 人事院勧告に伴う期末手当の 初任給及び若

険特別会計(医科診療施設勘 令和 5 年度当麻町国民健康保 補正予算(第3号)

739万3千円としました。 現行の予算に55万7千円を追 歳入歳出それぞれ1億3.

◎補正の主な内容

期末手当の支給月数の改定に伴 を増額しました。 八事院勧告に伴う給料表及び 一般職給料と期末勤勉手当

別会計補正予算 **令和5年度当麻町介護保険特** (第3号)

347万3千円としました。 期末手当の支給月数の改定に伴 を増額しました。 期末手当の支給月数の改定に伴 れぞれ2億2, を増額しました。 8 4 7 としました。 総額に35万6千円を追加し、 計補正予算(第1号) **令和5年度当麻町水道事業会 令和5年度当麻町公共下水道** ◎補正の主な内容 **事業特別会計補正予算** 補正の主な内容 現行の予算に7万3千円を追 末手当の支給月数の改定に伴 補正の主な内容 現行の予算に85万4千円を追 現行の収益的収入及び支出の 八事院勧告に伴う給料表及び (事院勧告に伴う給料表及び (事院勧告に伴う給料表及び 歳入歳出それぞれ1億7 般職給料と期末勤勉手当 般職給料と期末勤勉手当 般職給料と期末勤勉手当 歳入歳出それぞれ11億9, 万8千円としました。 363万1千 (第 1 そ 甴

おめでとうございます

1月7日、まとまーるにおいて、「令和6年 二十歳を祝う会」が挙行されました。 出席者は来賓から祝辞を受け、成人としての責任と自覚を持ち歩んでいくことを誓いました。 今年は式典の後に交流会が行われ、小・中学校の先生方からの懐かしいお話しや学校時代のスライド った仲間で盛り上っていました。



を増額しました。















-ビス」についての教示を受け帰庁





当別町・富良野市を視察常任委員会所管事務調査を実施 PT」について、 かない窓口」と「予約制乗り合いサ 委員会所管事務調査を11月16 任委員会合同による令和5年度常任 テーマに、当別町では「チャットG いました。 に、当別町・富良野市を視察して行 自治体DX推進に向けた取組みを 総務文教常任委員会・産業福祉常 富良野市では . 17 日

令和5年11月1·17日



第4回定例会で意見書を可決し、内閣総理大臣ほか各関係省庁などに提出しました。内容は下記のとおりです。

刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は人権国家を標榜する我が国にとってはも ちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言える。

ところで、冤罪被害者を救済するための制度としては再審がある。しかし、その手続きを定めた法律(刑事訴訟法第 四編「再審」)には再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。 このように、いわば再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当す る裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といっ た捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となって いる。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる 仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされ る制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているが実情であ って、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな 救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再 審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、 再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な 判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国においては、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定(再審法)を速やかに改正するよう求める。

記

- 1. 再審請求手続において捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
- 2. 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。

臨時会 第5回

事件番号		件	名	結 果	議決月日
議	案第1号	財産の貸付について		原案可決	
議	案第2号	工事請負契約の締結について		原案可決	10 日 22 日
議	案第3号	工事請負契約締結の議決事項の変更につい	7	原案可決	10月23日
議	案第4号	令和5年度当麻町一般会計補正予算(第7号	릉)	原案可決	

編集 副委員長 員 長 員 員 片 岸 上 西 山 杉 原 Ш 達 泰 尚 康 則 弘 夫 弘



議案審議の結果

第6回 臨時会

	事件番号	件名	結 果	議決月日
議	案第1号	当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議	案第2号	当麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 について	原案可決	
議	案第3号	当麻町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議	案第4号	当麻町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	11月27日
議	案第5号	令和5年度当麻町一般会計補正予算(第8号)	原案可決	11/3210
議	案第6号	令和5年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第3号)	原案可決	
議	案第7号	令和5年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	
議	案第8号	令和5年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	
議	案第9号	令和5年度当麻町水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決	

第4回 定例会

	事件番号	件名	結	果	議決月日
承	認第1号	専決処分の承認を求めることについて	承	認	
諮	問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	適	任	
議	案第1号	1号 当麻町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について			
議	案第2号	当麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例について		可決	
議	案第3号	当麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案	可決	
議	案第4号	当麻町公営住宅条例の一部を改正する条例について	原案	可決	
議	案第5号	当麻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について	原案	可決	
議	案第6号	当麻町営住宅条例の一部を改正する条例について	原案	可決	 12月15日
議	案第7号	当麻町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案	可決	, 3
議	案第8号	連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について	原案	可決	
議	案第9号	案 第 9 号 令和 5 年度当麻町一般会計補正予算(第 10 号)		可決	
議	案 第10号 令和5年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)		原案	可決	
議	案 第11号 令和5年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第4		原案	可決	
議	案 第12号	令和5年度当麻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案	可決	
議	案 第13号	令和5年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案	可決	
議	案 第14号	令和5年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案	可決	
意見	見案 第1号	刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出について	原案	可決	
		閉会中の所管事務調査の申し出について(総務文教常任委員会) (産業福祉常任委員会) (議 会 運 営 委 員 会)	承	認	

議案の採決結果

		片原議	上杉議	加 藤 議	餌 取 議	善善善善善 光 議	深谷議	西川議	岸山議	澤田副議	中港議
		員	員	員	員	員	員	員	員	議長	長
第5回臨時会											
議	案 第1号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
議	案 第2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
議	案 第3号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
議	案 第 4 号		\circ	0	0	0	0	0	0	0	_
第6回	第6回臨時会										
議	案 第1号	0	0	0	0	0	0	0	欠	0	_
議	案第2号		\circ	0	0	\circ	0	0	欠	0	_
議	案 第3号		\circ	0	0	\circ	0	0	欠	0	_
議	案 第 4 号		0	0	0	0	0	0	欠	0	_
議	案 第5号	0	0	0	0	0	0	0	欠	0	_
議	案 第6号	0	0	0	0	0	0	0	欠	0	_
議	案 第7号	0	0	0	0	0	0	0	欠	0	_
議	案 第8号	0	0	0	0	0	0	0	欠	0	_
議	案 第9号	0	0	0	0	0	0	0	欠	0	_
第4回知	定例会										
承	認第1号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
諮	問 第1号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
議	案 第1号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
議	案 第2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
議	案 第3号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
議	案 第 4 号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
議	案 第5号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
議	案 第6号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
議	案 第7号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
議	案 第8号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	案 第9号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	案 第10号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
	案 第11号 —————	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	案 第12号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	案 第13号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	案 第14号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	案 第 1 号 	0	0	0	(+職教上	0	0	0	0	0	(中間)

○=賛成 ×=反対 欠=欠席 ただし、議長は職務上、採決に参加していません。

(議席順)



議会の傍聴や、 議事堂の見学を してみませんか。

(正副議長⇒上川町)

(当別町・富良野市)

スキー教室















11月 10日 功労表彰式

18日 植林研修会(親子山) 20日 大雪浄化組合議会第2回定例会 (組合議員) 愛別町外3町塵芥処理組合議会第2回定例会 (組合議員)

13日 上川中央部市・町議会議長会正副議長研修会

16~17日 常任委員会所管事務調査

愛別町外3町屋介処理組合議会第2回定例会 (組合議員) 上川中部福祉事務組合議会第2回定例会 (組合議員) 21日 全員協議会

22日 - 玄吳屬城五 22日 - 商丁全音目杰坳

22日 商工会意見交換会

24日 上川中央部市・町議会事務局長・担当者会議 (局長・係長⇒旭川市)

25日 交通安全町民集会

27日 第6回臨時会全員協議会

28日~12月2日 町村議会議長全国大会・上川町村議会議長会臨時総会・

上川管内町村議会議長現地研修会 (議長⇒東京・四国)

30日 総務文教常任委員会

12月 1日 産業福祉常任委員会

7日 議会運営委員会

8日 障がい者福祉の集い 市街地区町内会連合会役員等研修会

15日 第4回定例会 全員協議会 防災拠点施設現地視察 議会報編集特別委員会

20日 歳末における地域安全活動 (議長)

22日 議会報編集特別委員会

大雪消防組合議会第5回定例会 (組合議員⇒美瑛町)

1月 5日 当麻消防出初式

7日 二十歳を祝う会

9日 新年交礼会

11日 上川町村議会事務局長後期研修会 (局長⇒旭川市)

19日 議会報編集特別委員会

22日 全員協議会

26日 上川中央部市・町議会議長会定例会議 (正副議長)

29日 議会報編集特別委員会(リモート)

31日 第1回臨時会

2月 2日 上川中部福祉事務組合議会第1回臨時会 (組合議員)